九州産交運輸株式会社株式の譲渡について

平成 16 年 11 月 17 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
九州産交運輸株式会社

2. 経緯
対象事業者につきましては、平成 15 年 8 月 28 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。同年 11 月 27 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 2 月には減増資が実行されました。その後機構は、対象事業者の事業再生を進めるとともに、あわせて株式譲渡のためのプロセスを進め、今般譲渡の決定にいたったものです。なお、本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で株式譲渡契約を締結し、本年 12 月上旬に株式の譲渡を実行する予定です。

3. 出資額等
機構は、対象事業者に対し、10 億円の現金出資と一部債権（約 2.5 億円相当）の株式化により、議決権割合の 95.9%に当たる普通株式を取得していました。今般かかる普通株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内３－３－１　新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構　企画調整室
電話番号　03-6212-6437